

規 則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八三

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三九）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 条例附則第三十三項の心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務は、人事委員会の承認を得たものとする。

附 則

この規則は、令和五年五月八日から施行する。